

令和4年10月24日

「内閣府令で定める場合」のイメージ

※ 第2回実務者作業チームの議論等を踏まえた暫定的なイメージであり今後の同チームでの議論の状況等により相当の修正が加わることを想定しているもの。

- ① 保護者が死亡若しくは行方不明である、又は児童が家出人であるその他の事由により、現に適当な監護する者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
- ② 児童虐待の防止に関する法律第二条各号に規定する行為を受けた若しくはそのおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）
- ③ 児童の行動が自己又は他者の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ④ 警察から法第二十五条に基づき通告のあった場合又は少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けた場合
- ⑤ 家庭における生活が困難になるおそれがあるものとして次に掲げる場合に該当し、児童相談所によるアセスメント（児童に対する援助その他の児童相談所による措置の内容の決定のための調査をすることをいう。）をする場合（里親等への委託又は児童福祉施設等への入所措置の再判定をする場合を含む。）
 - 1 保護者の妊娠時の状況、生活並びに育児の実態及び取り巻く環境からみて養育することが困難となるおそれがある場合
 - 2 法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると当該市町村が認める児童があり、かつ、当該児童の保護者が当該事業を利用しない場合
 - 3 児童若しくはその保護者が心身の健康を害している場合
 - 4 その他児童の養育に関して課題がある場合
- ⑥ 非行、問題行動その他の課題を有する児童があり、かつ、地理的な制約、児童の特性、環境その他の在宅での指導が困難となる事由がある場合
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合